

「引用」について

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 佐合 俊彦

東京地判平成26年5月30日（平成22年(ワ)第27449号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本研究では、著作権法上の「引用」（著作権法32条1項）としての利用として許されるか否かが問題となった判決を取り上げる。

第1. 事案の概要と判決の要旨

1. 事案の概要

画家の絵画について、その相続人である原告が、絵画の著作権を相続により取得したとして、被告に対し、絵画の鑑定証書の裏面に絵画の複製物を添付した行為は、原告が有する著作権（複製権）を侵害するものであると主張して、当該鑑定証書の作成頒布の差止め等を求めた事案である。

本件の争点は、本件行為が複製に当たるか、及び著作権法32条1項の適用の可否等である。

このうち著作権法32条1項の適用の可否に係る原告及び被告の主張は、以下のとおりである。

(1) 原告の主張

ア 被告の本件行為は公正な慣行に合致しないこと

被告以外の主な鑑定団体では、著作権者の許諾を得た上で鑑定証書への絵画のコピーの添付を行っており、著作権者の許諾を得ることは鑑定業界の慣習であって、これが公正な慣行であるが、このことは、以下の点からも明らかである。

すなわち、美術鑑定人一覧に基づき、日本画、書、洋画の美術鑑定人について、原告ら側で調査したところ、被告以外の美術鑑定人は、以下の①ないし③のいずれかの方法によ